的として、一般国道２号玉島・笠岡道路（以下「玉島・笠岡道路」という。）の整備が進められており、このうち、玉島西インターチェンジから浅口金光インターチェンジまでの延長約4.5kmの区間が平成27年３月に供用されたところである。

本路線は、玉島・笠岡道路の浅口金光インターチェンジと一般国道２号とを合理的に結ぶことが可能な位置に立地する唯一の幹線道路である。

しかしながら、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、玉島・笠岡道路の浅口金光インターチェンジと一般国道２号を結ぶアクセス道路（以下単に「アクセス道路」という。）としての機能が期待されるものの、最小車線幅員が3.1ｍの区間があるなど、道路法に基づく県道の構造の技術的基準及び道路標識の寸法を定める条例（平成24年岡山県条例第80条）（以下「条例」という。）の基準を満足していない車線幅員狭小区間が約７割存在するほか、線形不良区間も存在するなど、安全かつ円滑な交通が阻害されている状況にある。

このように、現道は様々な隘路を抱えており、仮に現道を現状においてアクセス道路として利用すれば、玉島・笠岡道路利用者により生じると予測される自動車交通量の増加により、現道の更なる機能低下を招くことが懸念されるため、アクセス道路として利用することが不適切な状況にあり、現在、合理的なアクセス道路がないことにより、一般国道２号から玉島・笠岡道路への十分な交通の転換が図られておらず、玉島・笠岡道路の部分供用効果が十分に発揮されていない状況にある。

玉島・笠岡道路部分供用後の平成27年５月に行った調査によると、玉島・笠岡道路部分供用区間に対応する一般国道２号の自動車交通量は、浅口市金光町大谷地内で24,685～25,063台／日、混雑度は最大で1.63であり、依然として交通混雑が生じている状況である。

本路線の完成により、現在整備中である他の県道と一体となって合理的なアクセス道路を形成することで、玉島・笠岡道路の部分供用効果が十分に発揮され、一般国道２号の交通混雑の緩和等に寄与することが認められる。また、条例の基準を満足する良好な道路が整備され、現道における通過交通等を本件区間が分担することで交通事故が抑制されるなど、安全かつ円滑な交通の確保についても寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

本件事業が環境に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が任意で大気質等の環境影響調査を実施しており、その結果によると、いずれの評価項目においても環境基準等を満足すると予測されている。

同調査によると、本件事業の施工区域内及びその周辺の土地において、動物については、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているメダカ及びマシジミ、準絶滅危惧として掲載されているヒクイナ及びトノサマガエル、その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種（以下単に「重要な種」という。）が、植物については、岡山県版レッドデータブック2009に準絶滅危惧として掲載されているミズワラビ及びコゴメカゼクサが確認されている。これら重要な種について、本件事業が及ぼす影響の程度を予測した結果、周辺に同様の生息環境が広く残されていることなどから影響が小さいと予測された種以外については、本件事業の施工区域周辺の適切な場所に移動又は移植させるなどの保全措置を実施することとしており、重要な種に与える影響は可能な限り回避又は低減されるものと予測されている。

本件事業の施工区域内では、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地は確認されていない。

なお、本件事業の実施に当たり重要な種や埋蔵文化財包蔵地が確認された場合は、専門家等と調整を図り、適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業のうち、本体事業は、合理的なアクセス道路を形成し、玉島・笠岡道路の部分供用効果を十分に発揮させ、一般国道２号の交通混雑の緩和等に寄与するとともに、現道の安全かつ円滑な交通の確保を図ることを主な目的として、道路構造令（昭和45年政令第320号）で定める第３種第３級の区分に該当する道路として、条例の規格に基づく２車線の道路をバイパス方式により建設する事業であり、本体事業の事業計画は、条例等に定める規格に適合していると認められる。

また、本体事業の事業計画は、平成20年８月21日に都市計画変更された都市計画と、排水施設等を除き、基本的内容について整合しているものである。

さらに、関連事業及び関連事業の施行に伴う附帯工事についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、できるだけ早期に合理的なアクセス道路を形成することにより、玉島・笠岡道路の部分供用効果を十分に発揮させ、一般国道２号の交通混雑の緩和等に寄与するとともに、現道の安全かつ円滑な交通を確保する必要があると認められる。

また、浅口市長より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される土地のうち、収用することを必要とする範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　岡山県浅口市役所

○北海道開発局告示第百四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月十六日

北海道開発局長　本田　幸一

(三)(二)(一)　道路の区域

道路の線名　五号及び二百三十号

道路の種類　一般国道

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
岡山県浅口市金光町大谷字国縄一六六番一から同町字花岡四四四番地まで	後前	一一・九七メートル 七・八 五六・六一 二七・一メートル	二二キロメートル ・二 八六六メートル 四八ル

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局函館開発建設部

○北海道開発局告示第百五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月十六日

北海道開発局長　本田　幸一